

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名： 第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画の策定
(副題)

局課名： 総合政策局 文化・人権担当(部) ダイバーシティ推進課

施策の目的	DVの未然防止、被害者の発見から保護、自立支援等に取り組み、DVを容認しない社会の実現を図ります。
現状・背景	<p>○本市では、「配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス以下「DV」という。)の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づき、DV防止・被害者保護に取り組むための基本計画として、平成24年度から5年ごとに「尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定し、DV対策を推進してきました。</p> <p>○現行の第2次計画は、平成30年度から令和4年度までの5か年計画としており、その計画期間が令和4年度末をもって終了することから、「第3次尼崎市配偶者等からの暴力(DV)対策基本計画」を策定します。</p> <p>○計画の進捗管理や評価にあたっては、DV防止ネットワーク会議において連携・調整を図るとともに、学識経験者等で構成される男女共同参画審議会に計画の実施状況について意見聴取を行っています。</p>
課題	DV支援内容が複雑、多岐に渡ることから、これまで以上に配偶者暴力相談支援センターを軸とした多様な関係機関との連携強化を図る必要がある。
施策の策定にあたっての考え方	<p>○男女共同参画に関する市民意識調査(令和2年10月実施)を踏まえた計画とする。</p> <p>○DV防止ネットワーク会議にて連携・調整を図るとともに、男女共同参画審議会に意見聴取を行う。</p> <p>○男女共同参画計画と重複している部分は整理し、DV防止・DV被害者支援に特化した内容で策定する。</p> <p>○現計画よりもボリュームを抑え、表現やレイアウトなどを工夫し、市民に分かりやすい計画とする。</p>
意見を聴取するポイント	<p>○身体的・性的暴力以外に精神的・経済的・社会的暴力もDVにあたること、DVと児童虐待には密接な関係があることなど、DVの理解につながる内容になっているか。</p> <p>○DV防止・DV被害者支援の方向性が効果的かつ実効性あるものとなっているか。</p>
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	令和4年9月頃に、市ホームページにおいて意見募集を行います。
お問い合わせ先	総合政策局 文化・人権担当(部) ダイバーシティ推進課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館7F 電話番号(TEL) 06-6489-6658 ファクス(FAX) 06-6489-6661 メールアドレス(Eメール) ama-danjo@city.amagasaki.hyogo.jp